

戦後日本における優生学の展開と教育

東京大学大学院

桑原真木子

1. 優生学と教育—本研究の位置

現代遺伝学や医療技術の進展にともない、「新しい優生学の登場」に対する危機感が高まっている。このような「生命のありようへの介入」への制御装置として、教育の役割が期待されている（たとえば金森：2003）。一方で、近年の新自由主義的な教育改革のなかに、優生思想が入り込んでいることが暴露されるという事実（斉藤：2002）もある。新しい優生学容認派は、人間がどうしても抱いてしまう「よりよい人間を」という欲望と、「人間の形質・能力・性格などに及ぼす遺伝と環境の影響」という事実命題をつきつねながら、教育・教育学の価値命題や行為指針を問うてくる。教育・教育学は、この新しい優生学の趨勢に対し、自らの態度を決定しなければならないときが迫っているといえる。そのために、優生学と教育・教育学との関係の歴史を考察することは、有効な方法のひとつである。「旧優生学」に対して、かつての教育・教育学はどのような対応をし、どのような関係を構築していったのか、そして両者の関係は、戦後にはどのように変化あるいは継続していったのか。このような作業と考察を通して、現代の新しい優生学に対する教育・教育学の態度を選択していくための重要な材料が得られるはずである。

日本の優生学についての歴史研究は、イギリスやドイツなどと比較すると遅れてはいるものの、科学史、社会事業史、女性史、そして教育史など、さまざまな分野において研究が積み重ねられつつある。しかし、近年の優生学の歴史研究に対して、岡田英己子（2004）は、「優生学的言説を拡大・拡散させすぎる歴史解釈が目立つ」と指摘する。「みんなが優生学的言説のもち主」として「通説のカードをひっくり返すだけの批判だけ」をする研究動向に疑問を呈する。

そして、岡田は、優生学の歴史研究の課題を、「封印された裏のカードに書き込まれた他者排除と同化強制の仕組みを、資料に基づく実証研究によって蘇生させること」に置く。本研究は、岡田が提示する課題を共有する。

発表者は、「優生学と教育・教育学の関係」について、優生学の最盛期である 1930 年代から 40 年代前半に注目し、当時の代表的な優生学者と、教育科学学会の児童研究に関する言説を手掛りにひとつの知見を提示した（桑原：2001、2003）。それは、遺伝を重視し弱者排除をいう優生学と、環境を重視し弱者救済をいう教育・教育学は、一見敵対関係を取りそうであるが、「教育的」環境操作の行きつく先に、教育・教育学は優生学を受容してしまう、というものである。そして、そのメカニズムについて、二つの仮説を示した。また、別の報告（桑原：2002）で、双生児研究に注目し、戦中は遺伝学および優生学における科学的で最先端の研究方法として注目された双生児法が、戦後になると教育研究において積極的に導入され、「教育的」環境操作の知と技術が洗練化したことを明らかにした。

本発表は、これらの考察の延長上にある。注目する時期は、終戦直後の 1940 年代後半から 1950 年代である。1948 年に改正された「優生保護法」制定に向けて、戦後優生学の議論がどのように変化したか。そして、一方の教育・教育学の議論はどのように展開したか。戦後優生学の動向とはどのような関係にあったか。作業対象は、これまでの報告でも取り上げた「児童研究」にとくに焦点をあて、『児童心理』で当時の言説を概観したうえで、戦後の教育科学学会メンバーの言説（三木安正、勝田守一など）を取り上げる。これらの作業を通して、報告者が明らかにした戦前の優生学と教育・教育学の関係が、戦後にどのように変化あるいは継続し

ていったかを考察したい。

2. 戦後の優生学の展開、そして教育界からの発言

戦後の「優生保護法」(1948年制定)の特徴は、①「強制断種」の発動、②非遺伝性疾患患者への断種対象の拡大、③優生目的の中絶が合法化、である。とくに③の優生目的中絶の合法化に至る過程においては、産婦人科医との関係が深かった。敗戦後は、非専門医による危険かつ杜撰な非合法手術が横行し、多くの女性の生命・健康が脅かされた。女性がおかれた厳しい状況を打破しようと、産婦人科医は「女性の産む・産まないの自由」を主張したのであるが、それらはしばしば優生学的文脈に吸収されて、優生学的適応として読みかえられ、中絶の合法化が実現した(松原:1998、2000)。

一方の教育界では、優生手術についてどのような見解が示されていたか。平田勝政(2004)の研究によれば、優生手術実施件数がピークを迎えた1955～1957年頃に、「精神薄弱」者施設経営者や特殊教育の学者など、「精神薄弱」者の教育にたずさわる者たちの間で、断種問題が議論されるようになる。そこでの論調は、「精神薄弱」者の結婚に否定的であり、仮に結婚を認めるとしても優生手術を前提とするという認識が共有されていた。しかし、戦前と比較すると、民族優生の立場は後景に退き、生活能力や育児・養育能力上の問題ゆえの結婚否定・断種容認論であった。

発表者が注目したいのは、「親の生活能力や育児・養育能力の欠陥」が優生学と結びつくメカニズムである。当時の優生学を支えた「女性の産む・産まないの自由」という思想を背景に、「親の生活能力・育児・養育能力の欠陥」が、「教育」の理論によってどのように優生学につながる可能性を秘めていたのであろうか。これを次節で検討していく。

3. 『児童心理』および戦後の教育科学研究会メンバーの言説を手がかりに

戦後の新教育の目標として掲げられた「人間

尊重」。これが、児童の科学的理解、児童をとりまく環境の科学的操作、児童の個性尊重、児童の全人格の発達、児童の才能の創造といった、ワードと結びつきながら、児童の存在、親の存在、教育の存在の「あるべき像」や「存在意義」をどのように規定していったか。それが優生学とどのような関係を結びうるか、ということ考察する。

4. 新しい優生学について、教育・教育学が考えるべきこと

最後に、本発表の考察をふまえた上で、「生命のありようへの介入」という問題をめぐり、教育・教育学が進むべき方向性について、立岩真也(2004)が提示する「個人の能力と個人が「在る」ことの切り離し」という視点を援用しながら、考えてみたい。

引用文献

- 岡田英己子 2004「福祉職の職業倫理にみるドイツ優生学・優生思想の特徴—「否定的(消極的)優生学 vs 肯定的(積極的)優生学」の二項対立図式の内面化」中村満紀男編著『優生学と障害者』明石書店
- 桑原真木子 2001「優生学の展開と教育学の関係に関する歴史的研究—戦前日本の優生学の展開と教育科学研究会に注目して」日本教育社会学会第53回大会報告
- 桑原真木子 2002「「遺伝—環境」をめぐる教育学の問題—双生児研究の歴史を手がかりに」日本教育社会学会第53回大会報告
- 桑原真木子 2003「優生学と教育—「教育的」環境操作がたどりつくところ」『現代思想』第31巻第13号、青土社
- 立岩真也 2004『自由と平等』岩波書店
- 平田勝政 2004「日本における優生学の障害者教育・福祉への影響—知的障害を中心に—」『優生学と障害者』(前掲)
- 松原洋子 2000「日本—戦後の優生保護法という名の断種法」米本昌平ほか著『優生学と人間社会』講談社